

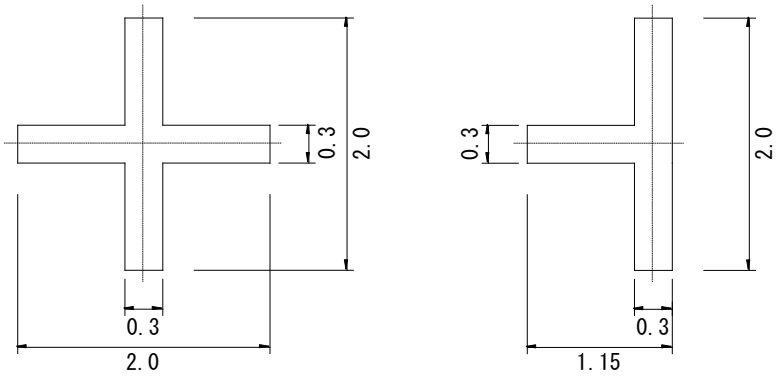
別表第2（第4条関係）

設計の基準（住宅地開発事業）

協議事項		基準	担当課									
画地の面積		一の画地（住宅用に限る。以下この項において同じ。）の面積は、次の表に掲げる値以上とすること。 <table><tr><th>区分</th><th>規定値</th><th>特例値</th></tr><tr><td>市街化区域</td><td>1 4 0 m²</td><td>1 3 0 m²</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td>1 6 0 m²</td><td>1 4 0 m²</td></tr></table> 備考 特例値は、全ての区画の数に0.2を乗じた数（1未満は1とする。）を超えない数の区画（事業区域が市街化調整区域内である場合は、愛知県開発審査会基準第17号第6項ただし書の適用を受けられるときに限る。）に適用できるものとする。	区分	規定値	特例値	市街化区域	1 4 0 m ²	1 3 0 m ²	市街化調整区域	1 6 0 m ²	1 4 0 m ²	建築課
区分	規定値	特例値										
市街化区域	1 4 0 m ²	1 3 0 m ²										
市街化調整区域	1 6 0 m ²	1 4 0 m ²										
道路	幅員	新設する道路の幅員は、次に掲げる値以上とすること。 （1）事業区域の面積が0.3ha未満の場合 5m（有効） （2）事業区域の面積が0.3ha以上の場合 6m（有効） （3）歩道 2m（有効）	維持管理課									
	形状延長	新設する道路は、おおむね幅員を一定に保ち、通り抜け道路とすること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、行き止まり道路とすることができる。 （1）事業区域の面積が0.3ha未満であること。 （2）新設する道路が幅員6m以上、かつ、延長が50m以下（既存の行き止まり道路を延長する場合は、既存の道路も含めた延長とする。）であること。 （3）新設した道路の起点から終点まで、見通せること。 （4）交差点を設けないこと。 （5）回転空地その他これに類するものを設けないこと。 道路とその他の敷地との境界線については、曲線としないこと。（道路を曲線形状とする場合でも境界線は折れ線の集合体とすること。）										
	交差	道路の交差部（既存の道路との接続部も含む。）は、5枝以上交差することがないようにすること。 平面交差の交差角度は直角を基本とし、75度未満としないこと。ただし、特にやむを得ない場合には60度以上とすることができる。										
	隅切り	道路の交差部（既存の道路との接続部も含む。）には両側、曲がり角部には内側に隅切りを設けること。ただし、交差部について、次に掲げる場合を除く。 （1）ゼブラ帯で想定 of 隅切りを施工する場合 （2）既存の道路との接続箇所に水路を含んでおり、水路用地内で基準の隅切り分の用地が確保できる場合 隅切りの斜辺の長さは、交差角の角度に応じ、次に掲げる値とするこ										

		と。ただし、既存の道路との接続部も含めて、交差する道路の双方の幅員が6 mを超える場合は、別に協議し定める値とする。 (1) 75度以上105度以下 3 m (2) 60度以上75度未満 4 m (3) 105度超120度以下 2 m 隅切り部の形状は、二等辺三角形形状となるようにすること。	
	舗装 (車 道)	全面アスファルト舗装とすること。 表層工として(再生)密粒度アスファルトコンクリートを5 cm、下層路盤工として(再生)砕石(RC-40又はC-40)を20 cm施工すること。 表層と路盤の間にはプライムコートを散布すること。 路床について、路盤の下層40 cm分についてはCBR20%以上を満たす土又は(再生)砕石(RC-40又はC-40)とすること。 地盤、交通量等により適当でない場合は、別に協議して定めるところによる。	
	舗装 (自 転車・ 歩行者 道)	全面アスファルト舗装とすること。 表層工として(再生)密粒度アスファルトコンクリートを3 cm、下層路盤工として(再生)砕石(RC-40又はC-40)を10 cm施工すること。 地盤、交通量等により適当でない場合は、別に協議して定めるところによる。	
	横断	勾配は、1.5%以上2%以下とすること。ただし、特にやむを得ない場合で片勾配を付する場合は別に協議して定めるところによる。	
	縦断	勾配は、0.3%以上5%以下とすること。ただし、特にやむを得ない場合は別に協議して定めるところによる。	
	側溝 暗渠	道路には両側に側溝(PU3型、250 mm×250 mm)を敷設すること。(流量、流水方向、接続する既設の排水施設等を鑑み支障がある場合は、別に協議して適切なサイズのPU側溝、VS側溝等を敷設すること。) 行き止まり道路の突き当たり部分にも側溝を敷設すること。 甲蓋はPC4型(t-25、騒音防止タイプ)とし、切断加工する場合は、最短長を250 mm以上とすること。やむを得ず最短長を250 mm以上確保できない箇所は、鉄筋コンクリートの現場打ちとすること。	

	5 mに1枚の割合でグレーチング（t-25、騒音防止タイプ、ノンスリップタイプ）を設置すること。なお、グレーチングの設置箇所が歩道の場合は、細目形状のものを設置すること。 敷モルタル20mm、基礎碎石（RC-40）100mmを施工すること。 側溝の縦断勾配は、道路縦断勾配に合わせることを原則として、10%を超えないようにすること。 道路横断部への施工は、接続する側溝のサイズに見合った暗渠（BOX-PU）とし、敷モルタル20mm、基礎碎石（RC-40）100mmを施工すること。 暗渠の縦断勾配は、0.3%以上10%以下とすること。	
集水枥	側溝と暗渠の接続部（新設道路と接続する既設道路の側溝を暗渠化する場合も含む。）には集水枥を設置すること。 寸法は、次に掲げるものとする。 （1）内幅は、縦500mm×横500mm×深さ500mm以上（枥の深さが1mを超える場合は、トラップ（W=30cm）を設け、その場合は管理のため、縦800mm×横800mm以上）とすること。 （2）内幅は、管渠（内径）、側溝（内部）+200mmとすること。 （ただし、斜角の場合は除く。） （3）泥溜は、15cm（土砂の流出が多く予想される場合は、30cm）以上とすること。 蓋については、グレーチング（ヒンジ、取手付き110度開閉式（700mm×700mm以上の場合は、取手付き2分割観音開き式）、細目、ノンスリップタイプ、t-25）とし、原則として車輛進行と逆側に開放するよう設置すること。 基礎碎石（RC-40）150mm（枥の深さが1mを越える場合は、200mm）を施工すること。	
停止指 導線	新設する交差点には既存道路も含め、必要に応じて幅30cmの停止指導線を設けること。	
十字 線・T 字線	道路の交差点（既存の道路との接続部も含む。）も含め、必要に応じて交差形状に合わせ十字線又はT字線を設けること。 設置位置については、交差点の中心と十字線又はT字線の中心の位置を合わせ、交差点の形状に合わせて線を引くこと。	

		寸法は次に定めるとおりとすること。 	
	外側線	必要に応じて、外側線のある既設道路との接続部には、既設道路の外側線を新設道路に向かって既設道路から停止指導線に接続する位置まで引き直すこと。引き直した外側線の間の既設道路の外側線は撤去すること。	
	安全施設	通行者の路外への転落等を防止するため必要と認められる箇所には、ガードレール又はガードパイプを設置し、そのうち車両が正面から衝突する危険性がある箇所には、ガードレールを設置すること。 ガードレールは、G r - C - 2 B（土中用の場合はG r - C - 4 E）を、ガードパイプは、G P - C P - 2 B（土中用の場合はG P - C P - 2 E）を用いること。 道路幅員が減少する手前の箇所には、必要に応じデリネーター、ポストコーン等を設置する等の安全対策を行うこと。 道路計画に応じ、見通しが悪くなり必要と認められる箇所（既存の道路と接続する箇所を含む。）には、カーブミラーを設置すること。 必要と認められる箇所には、道路照明灯（L E D式）を設置すること。	
	電柱・電話柱	原則として、公共施設等の敷地外に設置すること。なお、やむを得ず道路の敷地内に設置する場合は側溝を切り回した箇所に設置し、電柱又は電話柱と側溝の間はコンクリートを100mm打設すること。	
水路	形状幅員	水路の幅員は1m以上とし、構造物以外の幅を連続して50cm以上確保すること。 水路とその他の敷地との境界線については、曲線としないこと。（水路を曲線形状とする場合でも境界線は折れ線の集合体とすること。）	土木課
	排水構造物	構造等については、別に協議して定めるところによる。	
	舗装	排水構造物以外の箇所には表層にコンクリートを100mm打設すること。	

	電柱・電話柱	原則として、公共施設等の敷地外に設置すること。	
下水道 (公共)	設置	事業区域には、次に掲げる基準により下水道施設を設けること。なお、設計に当たっては、日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」及び愛知水と緑の公社 下水道部発行の「下水道実施設計の手引き」に基づくものであること。	下水道課
	配置	原則として道路中心とすること。 歩道を有する道路については歩道部とすること。	
	管種 管径	管種は、VU管（下水道用硬質塩化ビニル管 J SWAS K-1）又は PRP管（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管 J SWAS K-13）とすること。なお、整備地区により区別するため、担当課で事前に確認すること。 接合は、ゴム輪受口片受直管又はソケット継手ゴム輪を使用すること。 管渠断面は円形とすること。 最小管径は、200mmを標準とすること。ただし、将来集合住宅が建つ可能性がない箇所、市街化調整区域については、協議の上、150mmとすることができる。 管諸元は、次に掲げるとおりとすること。 （1）VU管φ150 管内径155mm 管厚 5mm （2）VU管φ200 管内径202mm 管厚 7mm （3）PRP管φ150 管内径150mm 管厚 3mm （4）PRP管φ200 管内径200mm 管厚 3mm	
	勾配	勾配は、管内径に応じ、次に掲げる値以上とすること。 （1）φ150（n=0.010） 3.0‰ （2）φ200（n=0.010） 2.0‰ （3）φ250（n=0.010） 1.5‰	
	管基礎 埋戻し	管基礎は、管種に応じ、次に掲げるものとすること。 （1）VU管 砂基礎（細粒改良土） （2）PRP管 砂基礎（改良土） 埋戻し土は、改良土又は良質土とすること。 クロス縦折たたみW150の埋設標識シートを管上+30cmに設置すること。	
	土かぶり	原則最小土かぶりは1.00mとし、宅地の排水高さ及び側溝の深さを考慮の上設定すること。ただし、私道及び行き止まり市道において、接続の都合上やむを得ない場合は0.80mとすることができる。	

マンホール	管渠の起点及び方向、勾配、管渠径の変化する箇所、段差の生じる箇所、会合する箇所その他維持管理上必要な箇所に設置すること。 配置間隔は、直線部最大間隔は100mとし、中間に小型マンホールを設置する際は50mとすること。 管の起点は0号マンホールとし、管の会合点は1号マンホールとすること。ただし、道路幅員、地下埋設物との関係によりやむを得ない場合は楕円、小型マンホールを使用することができる。小型マンホールを設置する場合、車道はコンクリート製マンホール、歩道の場合は塩ビ製マンホールとすること。 底部には管渠の状況に応じたインバートを設けること。 上流管渠と下流管渠の最小段差を次のとおりとすること。 <table><tr><td>マンホール種類</td><td>最小段差</td></tr><tr><td>組立マンホール</td><td>2 cm</td></tr><tr><td>塩ビ製マンホール</td><td>0 cm</td></tr><tr><td>コンクリート製 小型マンホール</td><td>1 cm</td></tr></table> 接続部には、可とう性継手を設置すること。 段差が60 cm以上の場合は、次に掲げるところにより副管を設置すること。 <table><tr><td>本管</td><td>副管</td></tr><tr><td>φ 150 mm</td><td>φ 100 mm</td></tr><tr><td>φ 200 mm</td><td>φ 150 mm</td></tr><tr><td>φ 250 mm～400 mm</td><td>φ 200 mm</td></tr></table> 副管は、原則として外副管とし、内副管を設置する場合は2号マンホール以上とすること。また、やむを得ず1号マンホールに内副管を使用する場合は塩ビ製飛散防止板を設置すること。 蓋の材質は、鋳鉄製とし、耐荷重は市道（第一級又は第二級2車線以上のものに限る。）、県道及び国道はT-25とし、その他の市道、認定外道路及び歩道はT-14とすること。 浮上防止型（県道車道についてはスリップ防止型）とすること。	マンホール種類	最小段差	組立マンホール	2 cm	塩ビ製マンホール	0 cm	コンクリート製 小型マンホール	1 cm	本管	副管	φ 150 mm	φ 100 mm	φ 200 mm	φ 150 mm	φ 250 mm～400 mm	φ 200 mm
マンホール種類	最小段差																
組立マンホール	2 cm																
塩ビ製マンホール	0 cm																
コンクリート製 小型マンホール	1 cm																
本管	副管																
φ 150 mm	φ 100 mm																
φ 200 mm	φ 150 mm																
φ 250 mm～400 mm	φ 200 mm																
取付管	管種は、VU管又はRS-VU管とすること。 管径は、次に掲げる値以上とすること。																

		<table><tr><th>排水人口</th><th>管径</th></tr><tr><td>1 5 0 人未満</td><td>1 0 0 m m</td></tr><tr><td>1 5 0 人以上 3 0 0 人未満</td><td>1 2 5 m m</td></tr><tr><td>3 0 0 人以上 5 0 0 人未満</td><td>1 5 0 m m</td></tr></table>	排水人口	管径	1 5 0 人未満	1 0 0 m m	1 5 0 人以上 3 0 0 人未満	1 2 5 m m	3 0 0 人以上 5 0 0 人未満	1 5 0 m m	
		排水人口	管径								
		1 5 0 人未満	1 0 0 m m								
		1 5 0 人以上 3 0 0 人未満	1 2 5 m m								
		3 0 0 人以上 5 0 0 人未満	1 5 0 m m								
次に掲げるところにより配置すること。なお、起点部はマンホールに直接取り付けることができる。											
(1) 本管に対し直角かつ直線的に布設すること。											
(2) 本管の取付部は本管に対して 9 0 ° とすること。											
(3) 取付管同士の間隔を 1 m 以上とすること。											
勾配を 1 0 % 以上とすること。											
取付部の構造											
V U 管 6 0 ° 支管を用いる。											
P R P 管 6 0 ° 支管を用いる。											
取付部は本管の中心線から上方に取り付けること。											
土被りは、官民境界で原則 8 0 c m とするが、既設排水（側溝）及び埋設管（上水管、ガス管）の深さを考慮すること。											
民地侵入長は、3 0 c m を標準とする。											
管基礎・埋戻しは、本管と同等とすること。											
下水道 （各区画）	取付管	原則として 1 宅地につき 1 箇所とすること。	下水道課								
	排水設備	公共ますは、原則として市が 1 箇所設置するので、事業者において設置しないこと。									
上水道 （配水管）	設置	事業に起因して必要となる水道施設工事等（能力不足解消工事も含む）を施工すること。	水道工務課								
	施設及び構造	水道施設工事は水道工事設計要綱、安城市上水道配水管附帯工事等事務取要綱及び安城市上水道配水管附帯工事事務取扱運用基準に基づくものであること。 ※配水管の詳細施工計画は、別に協議して定めるところによる。									
上水道 （給水装置）	施設及び構造	給水装置設計施工基準に基づくものであること。 メーター位置は検針、メーター交換等の支障とならない位置とすること。	水道工務課								
公園 （市帰属） （0.1 h a 未満）	面積	公園 1 箇所の面積を 1 5 0 m ² 以上とすること。	子育て支援課								
	配置	設置する公園は、公園必要区域（別表第 4 に掲げる公園必要区域をいう。）を 1 5 0 m の円でおおむね包含するように設けること。									

満)		道路に接するように設けること。			
	出入口	幅員は2. 5 m以上の出入り口を設け、車止めを設置すること。			
	遊具	次に定める遊具等を適当な規模で設置すること。ただし、これに代わるものを設置する等やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。			
		公園の規模	遊戯施設	休養施設	
		5 0 0 m ² 未満	ぶらんこ、鉄棒、すべり台、	ベンチ	
		5 0 0 m ² 以上	ぶらんこ、鉄棒、すべり台、スイング遊具	ベンチ	
周囲の構造	外周には、安全に配慮して、適当な高さのフェンスを設置すること。				
排水施設	側溝等雨水を有効に排出するための適当な施設を設けること。				
公園 (市帰属) (0.1ha以上)	配置	設置する公園は、公園必要区域（別表第4に掲げる公園必要区域をいう。）を250mの円でおおむね包含するように設けること。 2辺以上が道路に接するように設けること。			公園緑地課
	出入口	出入り口を2以上設けること。なお、その幅員は2. 5 m以上とし、車止めを設置すること。			
	遊具	公園には次に定める遊具等を適当な規模で設置すること。ただし、これに代わるものを設置する等やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。			
		遊戯施設	休養施設	建築施設	
		ぶらんこ、鉄棒、すべり台、スイング遊具	ベンチ 四阿又はパーゴラ	トイレ	
		周囲の構造	宅地に面する外周には、安全に配慮して、適当な高さのフェンスを設置すること。		
	排水施設	5年確率の計画降雨量を有効に排出できる施設を設けること。			
その他	敷地の高低差、植栽について適当なものとする。				
ごみ収集所	設置の要否・構造	分譲住宅・マンション用ごみステーション設置基準に基づくものであること。			ごみ資源循環課
消防水利	設置の要否・規模	衣浦東部広域連合消防局消防水利設置指導基準に基づくものであること。			安城消防署

備考 ここに記載のない項目又は地形その他の状況によりこの基準によることが不適当であると認められるものについては、別に協議して定めるところによる。